

報道発表
(速 報)

平成 2 4 年 9 月 5 日
名 古 屋 税 関

3 年連続で 700 件を超える

～平成 24 年 1 月から 6 月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況～

名古屋税関は、平成 24 年 1 月から 6 月までの管内における偽ブランド品等の知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

- ◆ 3 年連続で差止件数が 700 件を超過
- ◆ ヒット商品に便乗した携帯電話及び付属品の差止めが前年から引き続き増加
- ◆ 中国来の知的財産侵害物品の差止シェアは約 80%

〔差止件数及び点数〕

- ・ 輸入差止件数は 737 件であり、前年に比べて 10.7%の減少、輸入差止点数は 25,935 点であり、前年に比べて 64.0%の減少となりました。

〔仕出国（地域）別〕

- ・ 中国来の知財侵害物品の差止件数は 589 件であり、仕出国別の構成比では、前年に続き全体の約 8 割（79.9%）を占めています。一方、2位のフィリピン来が構成比 9.5%、3位の香港来が同 7.3%を占めるにとどまっており、中国来の一極化が続いていると言えます。

〔知的財産別〕

- ・ 商標権の差止件数は 692 件であり、権利別の構成比では、前年に続き全体の 9 割（92.6%）を占めています。一方、2位の著作権が構成比 6.7%、3位の意匠権が同 0.7%となっています。

〔品目別〕

- ・ 携帯電話及び付属品（商標権、著作権）の差止めが増加しており、ヒット商品に便乗した商品の差止めが増加する傾向が続いています。

〔輸送形態別〕

- ・ 郵便物の差止件数が全体の 82.6%を占めており、前年の 88.1%から減少したものの、引き続き、郵便により輸入しようとする傾向が見られました。

【参考資料】

- ・ 平成24 年1 月から6 月の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）
- ・ 平成24 年1 月から6 月の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）
- ・ 税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

【お問合せ先】

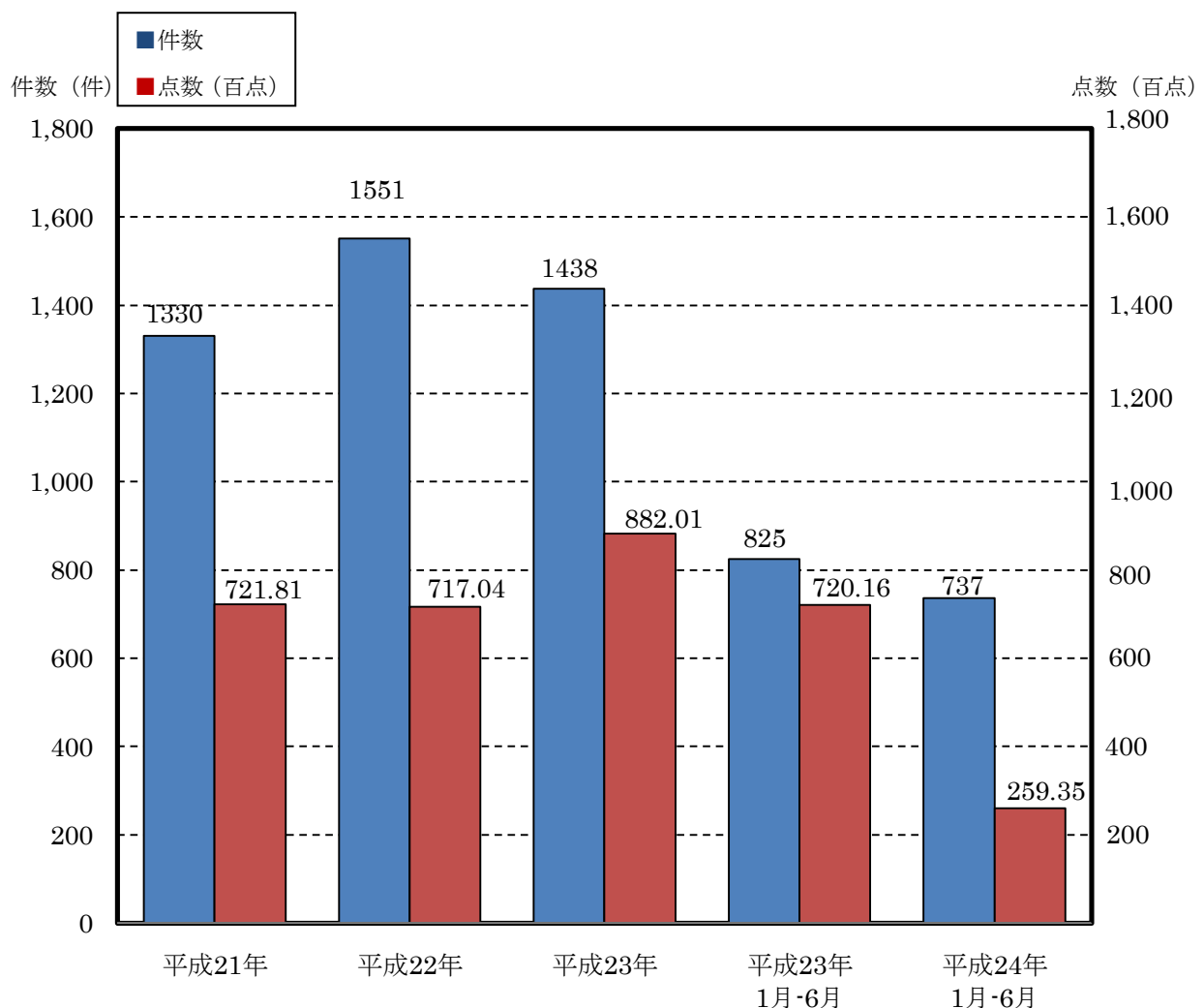
名古屋税関総務部税関広報広聴室
TEL：052-654-4008

平成24年1月から6月の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況(詳細)

- 平成24年の1月から6月までの名古屋税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は、737件で前年同期と比較して10.7%減少したものの、前年同期の825件に次ぐ3番目の件数であり、平成22年以降3年連続で700件を超え、高水準にあります。
- 輸入差止点数は、25,935点で前年同期と比較して64.0%減少(46,081点の減少)しましたが、それでも1日平均で、約140点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになります。
- 点数の減少は、国内で人気のあった「靴類」に係る商標権侵害物品及び通称デコパーツと呼ばれる装飾品(商標権・著作権侵害物品)が減少したことが大きな要因です。
- 知的財産侵害物品の輸出差止件数はありませんでした。

(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数及び点数をそれぞれ計上したものである。

知的財産侵害物品の輸入差止実績(平成21年～平成24年1月-6月)

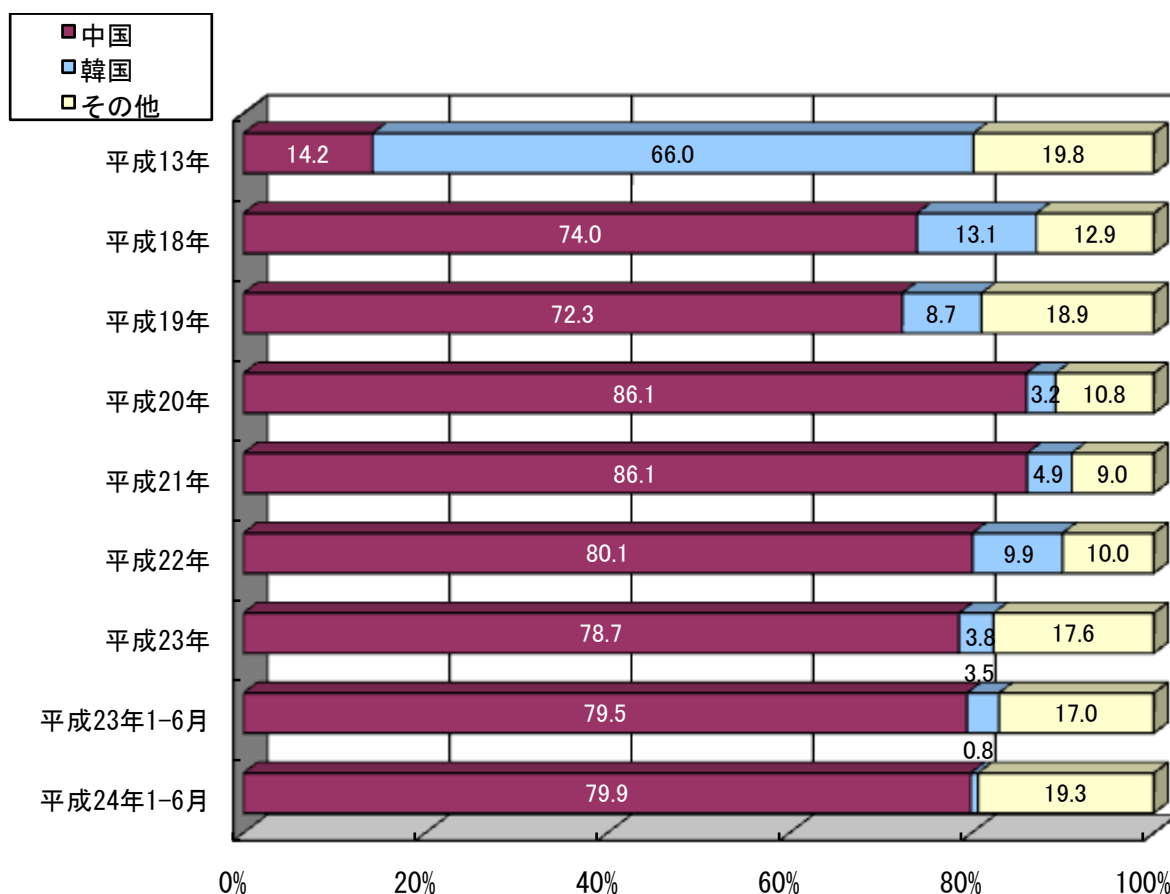


○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国来が589件（構成比79.9%、前年同期比10.2%減）と前年を若干下回ったものの、引続き高水準にあります。次いでフィリピン来が70件（同9.5%、6.7%減、香港来が54件（同7.3%、31.7%増）でした。過去、差止件数の多かった韓国来は、6件（同0.8%、79.3%減）に減少し5位でした。
- 輸入差止点数は、中国来が22,158点（構成比85.4%、前年同期比59.3%減）と減少し、次いでモンゴル来が1,782点（同6.9%、446倍）、フィリピン来が1,042点（同4.0%、78.7%増）でした。
- 件数・点数ともにフィリピン来の構成比が増加したものの、引き続き中国来の一極化が続いています。

仕出国別（中国・韓国・その他）輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比(%)

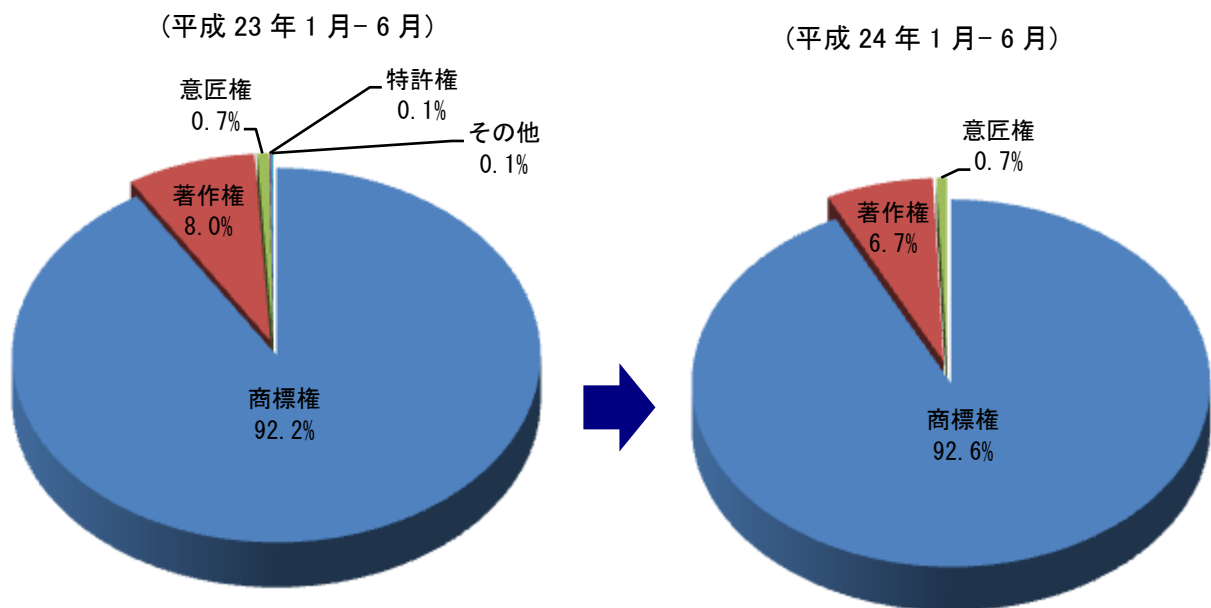


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が100%とならない場合があります。

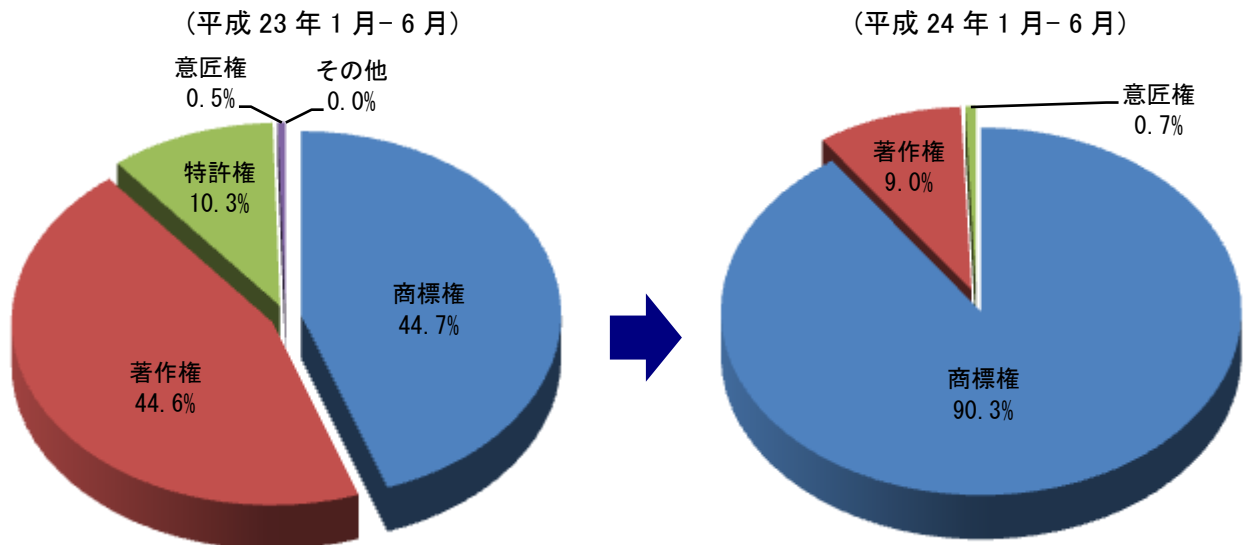
○知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、例年同様、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 692 件（構成比 92.6%、前年同期比 9.1%減）で全体の大半を占め、次いでキャラクターグッズ等の著作権侵害物品が 50 件（同 6.7%、24.2%減）となりました。
- 輸入差止点数についても、例年同様、商標権侵害物品が 23,416 点（構成比 90.3%、前年比 27.2%減）と大半を占めており、次いで著作権侵害物品が 2,347 点（同 9.0%、92.7%減）となりました。
- 前年実績のあった特許権侵害物品、不正競争防止法違反物品の差止めはありませんでした。

知的財産差止実績構成比の推移（件数ベース）



知的財産差止実績構成比の推移（点数ベース）



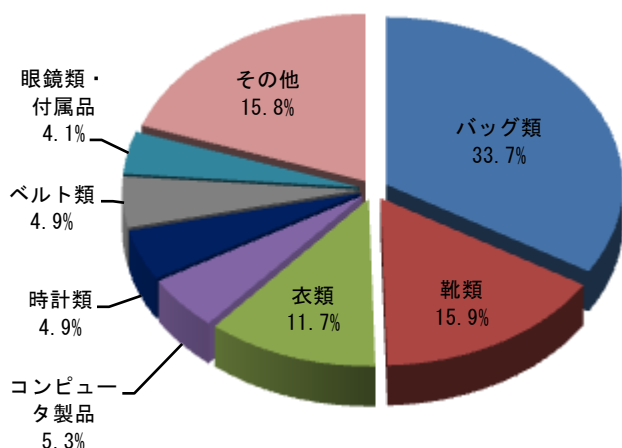
(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

○品目別輸入差止実績

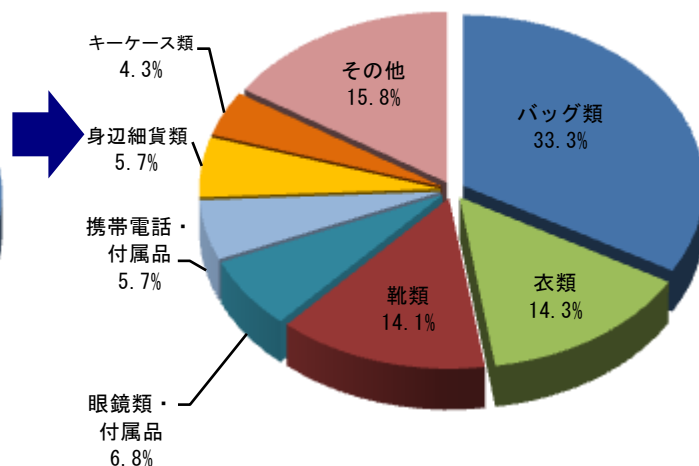
- ▶ 輸入差止件数は、ハンドバッグや財布などのバッグ類が 328 件（構成比 33.3%、前年同期比 13.2%減）、次いで衣類が 141 件（構成比 14.3%、同 7.6%増）、靴類が 139 件（同 14.1%、同 21.9%減）でした。
- ▶ 輸入差止点数は、充電ケーブルなどのコンピュータ製品が 12,637 点（構成比 48.7%、前年同期比 15 倍）、次いでアクセサリパーツを含む身近細貨類が 2,836 点（構成比 10.9%、同 49.2%減）、ファスナーなどの衣類付属品が 2,474 点（同 9.5%、同 32 倍）でした。
- ▶ 件数・点数ともに増加した品目には、眼鏡類及び付属品（件数前年同期比 45.7%増、点数前年同期比 135.4%増）、携帯電話及び付属品（同 64.7%増、同 1.6%増）がありました。

品目別差止実績構成比の推移(件数ベース)

(平成 23 年 1 月 - 6 月)

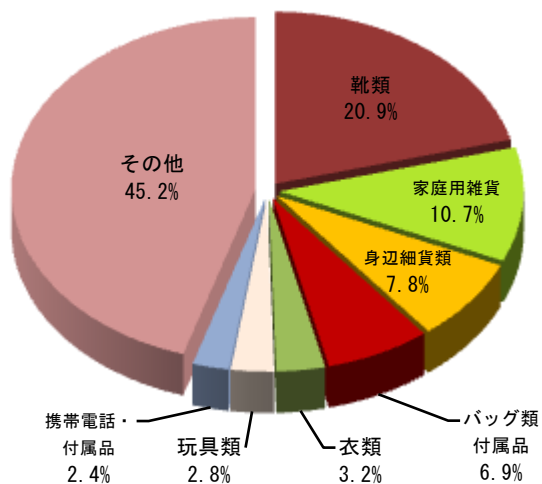


(平成 24 年 1 月 - 6 月)

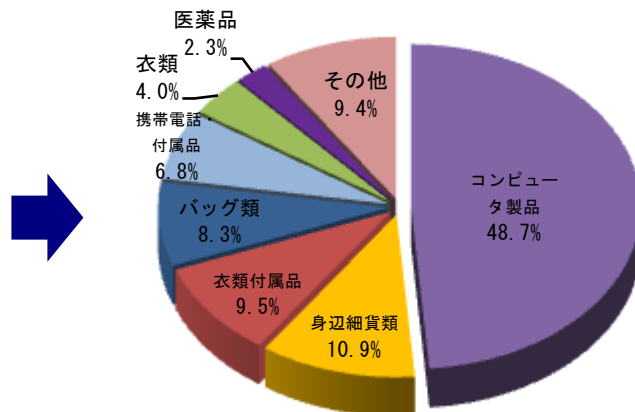


品目別差止実績構成比の推移(点数ベース)

(平成 23 年 1 月 - 6 月)



(平成 24 年 1 月 - 6 月)

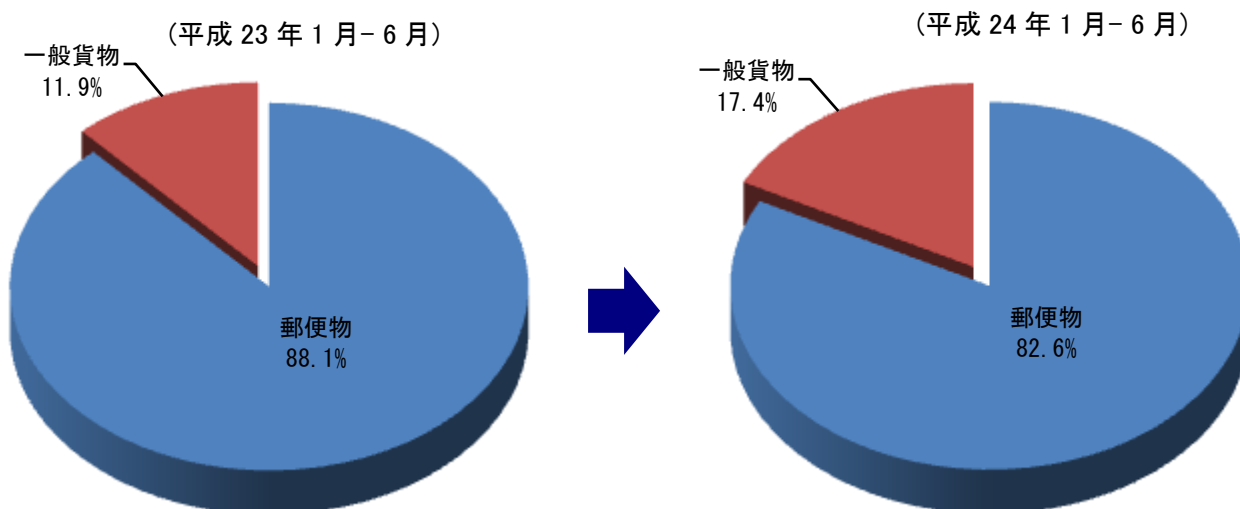


(注) 四捨五入しているため、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

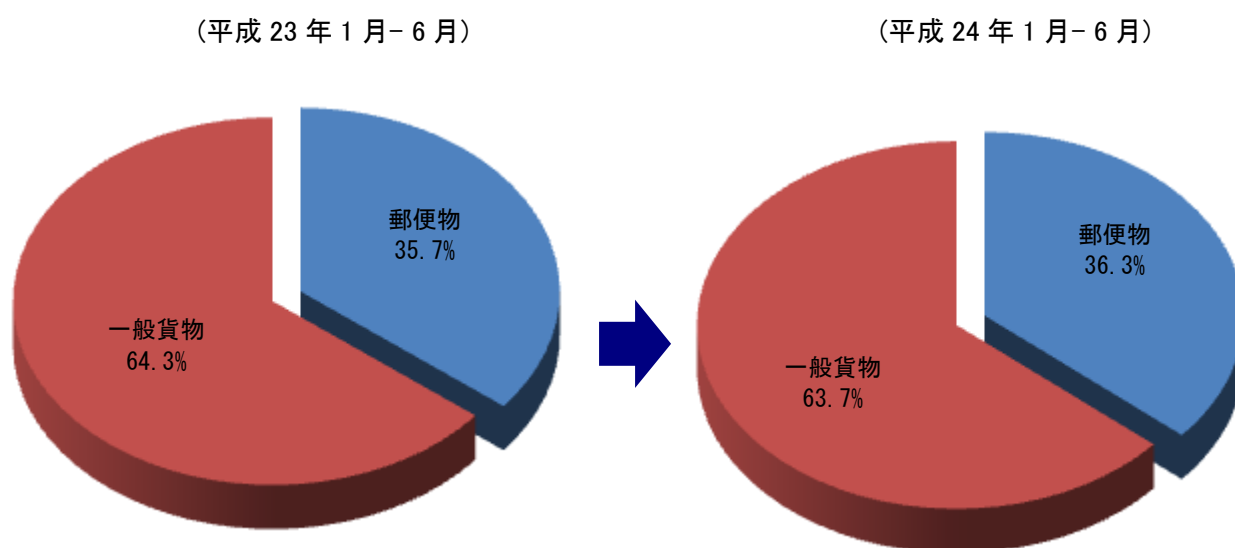
○輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が 609 件（構成比 82.6%）と例年同様、郵便物が大半を占めており、一般貨物が 128 件（同 17.4%）でした。前年同期に比べて、郵便物が 16.2%減少、一般貨物は 30.6%増加しました。
- 輸入差止点数は、郵便物が 9,403 点（構成比 36.3%）、一般貨物が 16,532 点（同 63.7%）となり、前年同期に比べて、郵便物が 63.4%減少、一般貨物が 64.3%減少しました。

輸送形態別差止実績の推移（件数ベース）



輸送形態別差止実績の推移（点数ベース）



平成 24 年 1 月から 6 月の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況(資料)

1. 仕出国(地域)別輸入差止実績(件数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年 1 月－6 月	平成 24 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	1,145	1,242	1,131	656	589	89.8%	79.9%
フィリピン	60	79	140	75	70	93.3%	9.5%
香港	23	34	69	41	54	131.7%	7.3%
マレーシア	1	2	3	3	10	333.3%	1.4%
韓国	65	154	54	29	6	20.7%	0.8%
インドネシア	3	0	0	0	3	全増	0.4%
タイ	20	27	14	9	2	22.2%	0.3%
シンガポール	0	1	15	6	1	16.7%	0.1%
ベトナム	1	0	1	1	1	100.0%	0.1%
モンゴル	0	0	1	1	1	100.0%	0.1%
上記以外の国	12	12	10	4	0	全減	—
合計	1,330	1,551	1,438	825	737	89.3%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上しています。

2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年 1 月－6 月	平成 24 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
中国	65,604	57,380	68,965	54,388	22,158	40.7%	85.4%
モンゴル	0	0	4	4	1,782	446 倍	6.9%
フィリピン	881	845	1,386	583	1,042	178.7%	4.0%
韓国	1,318	3,674	6,710	6,234	533	8.5%	2.1%
香港	3,008	4,660	1,759	1,637	306	18.7%	1.2%
タイ	589	838	232	176	41	23.3%	0.2%
インドネシア	64	0	0	0	36	全増	0.1%
シンガポール	0	1	386	330	14	4.2%	0.1%
ベトナム	11	0	2	2	13	650.0%	0.1%
マレーシア	2	1,932	21	21	10	47.6%	0.0%
上記以外の国	704	2,374	8,736	8,641	0	全減	—
合計	72,181	71,704	88,201	72,016	25,935	36.0%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年 1 月－6 月	平成 24 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
特許権		3	0	1	1	0	全減	—
		16,484	0	7,416	7,416	0	全減	—
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		8	13	7	6	5	83.3%	0.7%
		8,150	10,622	334	332	172	51.8%	0.7%
商標権		1,293	1,527	1,341	761	692	90.9%	92.6%
		41,706	43,673	46,950	32,180	23,416	72.8%	90.3%
著作権		31	21	103	66	50	75.8%	6.7%
		5,841	17,409	33,500	32,087	2,347	7.3%	9.0%
著作隣接権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
育成者権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	周知表示 混同惹起品	0	0	1	1	0	全減	—
		0	0	1	1	0	全減	—
	著名表示 冒用品	0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
	形態 模倣品	0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
技術的制限 手段回避装 置		—	0	—	0	0	—	—
		—	0	—	0	0	—	—
合計		1,330	1,551	1,438	825	737	90.5%	100.0%
		72,181	71,704	88,201	72,016	25,935	36.0%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たるものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注3) 著作隣接権とは、著作物の創作者ではありませんが、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に認められた権利です。

(注4) 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成 23 年 12 月 1 日に輸出入してはならない貨物となり、税関の取締りの対象となりました。

4. 品目別輸入差止実績(件数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年 1月－6月	平成 24 年 1月－6月	前年 同期比	構成比
バッグ類	857	906	680	378	328	86.8%	33.3%
衣類	136	241	260	131	141	107.6%	14.3%
靴類	126	208	293	178	139	78.1%	14.1%
眼鏡類及び付属品	44	83	81	46	67	145.7%	6.8%
携帯電話及び 付属品	40	57	59	34	56	164.7%	5.7%
身辺細貨類	23	51	72	37	56	151.4%	5.7%
キーケース類	161	139	86	45	42	93.3%	4.3%
時計類	165	123	117	55	38	69.1%	3.9%
ベルト類	82	66	90	55	32	58.2%	3.2%
電気製品	3	40	13	9	21	233.3%	2.1%
コンピュータ製品	9	36	68	59	14	23.7%	1.4%
医薬品	63	34	28	17	9	52.9%	0.9%
自動車及び付属品	4	16	12	7	6	85.7%	0.6%
帽子類	28	10	22	12	6	50.0%	0.6%
文具類	22	17	12	6	4	66.7%	0.4%
上記以外の品目	72	105	92	53	26	49.1%	2.6%
合計	1,330	1,551	1,438	825	737	89.3%	100.0%

(注1) 件数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数を計上している。

(注2) 1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しない。

5. 品目別輸入差止実績(点数)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年 1 月－6 月	平成 24 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
コンピュータ製品	1,368	2,047	882	816	12,637	15 倍	48.7%
身辺細貨類	502	11,542	14,157	5,586	2,836	50.8%	10.9%
衣類付属品	4,807	1,653	77	77	2,474	32 倍	9.5%
バッグ類	4,138	4,009	2,781	1,348	2,157	160.0%	8.3%
携帯電話及び 付属品	368	2,846	2,002	1,738	1,766	101.6%	6.8%
衣類	2,406	3,215	4,842	2,325	1,034	44.5%	4.0%
医薬品	4,725	5,348	2,288	1,348	602	44.7%	2.3%
眼鏡類及び付属品	237	367	407	254	598	235.4%	2.3%
靴類	5,260	9,302	15,793	15,024	478	3.2%	1.8%
電気製品	1,337	2,014	1,188	1,104	376	34.1%	1.4%
キーケース類	402	629	220	151	282	186.8%	1.1%
時計類	272	268	239	95	184	193.7%	0.7%
自動車及び付属品	250	437	319	268	111	41.4%	0.4%
ベルト類	433	204	182	119	104	87.4%	0.4%
帽子類	1,817	467	541	204	103	50.5%	0.4%
上記以外の品目	43,859	27,356	42,283	41,559	193	0.5%	0.7%
合計	72,181	71,704	88,201	72,016	25,935	36.0%	100.0%

(注1) 点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の点数を計上しています。

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数
下段: 点数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 23 年 1 月－6 月	平成 24 年 1 月－6 月	前年 同期比	構成比
郵便物	1,263	1,432	1,265	727	609	83.8%	82.6%
	36,328	31,186	40,733	25,714	9,403	36.6%	36.3%
一般貨物	67	119	173	98	128	130.6%	17.4%
	35,853	40,518	47,468	46,302	16,532	35.7%	63.7%
合計	1,330	1,551	1,438	825	737	89.3%	100.0%
	72,181	71,704	88,201	72,016	25,935	36.0%	100.0%

(注) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安心・安全を脅かすおそれもあります。更には、販売収益が犯罪組織の資金源になっているとも言われています。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸入及び輸出してはならない物品として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

税関で差し止めている知的財産侵害物品とは

特許権（発明）、実用新案権（考案）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画、音楽等）、育成者権（植物品種）、回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）です。



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物

～

- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等

～

- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路歯配置利用権又は育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（形態模倣品等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品とといいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、以下の罰則が課されることがあります。

○ 関税法第 109 条第 2 項、108 条の 4 第 2 項

知的財産権侵害物品を輸入した者、輸出した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金

に処し、又はこれを併科する。